

2021.9.24

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける措置の変更

【ポイント】

- 23日、国民結集発展委員会（CNRD）は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を発表しました。夜間外出禁止令は、夜0時から4時に緩和されます。措置は27日（月）から実施されます。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 23日、国民結集発展委員会（CNRD）は、新型コロナウイルスの流行に対する措置（27日（月）から実施）を発表しました。措置内容は以下のとおりです。

- (1) 夜間外出禁止令は夜0時から4時まで（前回は22時から翌日4時まで）
- (2) 感染防止対策（マスクの着用、手洗いの励行、身体的距離の確保）の維持
- (3) 大規模な集会・デモ等の実施条件（マスクの着用、ワクチンの接種）の遵守
- (4) 首都コナクリから地方に遺体を移動させる場合、ギニア赤十字社の責任で実施
- (5) ギニア入国時の衛生管理強化の維持
- (6) ギニア出国時におけるPCR検査について、引き続き実施
- (7) 公共の場（官公庁、文化センター、ホテル等）への入場や国内都市間移動の際、5日間有効のPCR検査もしくは迅速検査の陰性証明書、またはワクチン接種証明書の提示

2 その他、違反者は懲戒処分を受けることとなりますのでご注意願います。

3 当地においては、これまでの新型コロナウイルスよりも感染力が強いとされる変異株の発生も確認されています。在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>